

利用定員の設定について

市内48の認可保育所について利用申込み児童数、施設の状況等から、適切に認可定員を変更し、変更後の認可定員の範囲内、かつ、子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」を超える数値で、「利用定員」を設定します。

$$\text{認可定員} \geq \text{利用定員} \geq \text{確保方策}$$

認可保育所は、5か年の計画期間中に保育士の確保、保育所施設の改修等により、利用定員の増を図ります。

また、3歳未満児を受け入れる認定こども園、量の見込みに機動的に対応できる地域型保育事業の普及促進を図ります。

【参考】保育所入所児童数										平成26年11月1日現在	
保育園名	定員	3号認定				2号認定				合計	入所率
		0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計		
東部	1,020	15	87	130	232	214	286	261	761	993	97.4%
南部	1,330	29	117	211	357	287	321	336	944	1,301	97.8%
西部	1,220	22	102	140	264	283	320	303	906	1,170	95.9%
北部	1,360	34	116	199	349	370	357	408	1,135	1,484	109.1%
合 計	4,930	100	422	680	1,202	1,154	1,284	1,308	3,746	4,948	100.4%

認可と確認

施設又は事業	類 型	認 可	確 認	備 考
認定 こども園	幼保連携型	県	市	施設型 給付費
	保育所型			
	幼稚園型			
	地方裁量型			
幼稚園	—			
保育所	—			
小規模保育 事業	A 型 (保育所の分園に近い類型：定員 6 人以上 19 人以下)	市	市	地域型 保 育 給付費
	B 型 (A 型と C 型の中間的類型：定員 6 人以上 19 人以下)			
	C 型 (家庭的保育に近い類型：定員 6 人以上 10 人以下)			
家庭的保育 事業	(定員 5 人以下)			
居宅訪問型 保育事業	(1 対 1 が基本)			
事業所内保 育事業	小規模型 (定員 19 人以下)			
	保育所型 (定員 20 人以上)			

認可：設置又は事業の認可を受けることで、教育・保育の提供を行うことができます。

確認：認可を受けた施設又は事業所は、子ども・子育て支援法に基づく財政支援（施設型

給付費又は地域型保育給付費）を受けるためには、確認を受ける必要があります。